

水道管の埋設工事及び 宅内の給水設計実施中

企業団では、水道管の埋設、宅内給水設計を行っています。

水道管の埋設は、鳥喰南新田を起点に松尾町猿尾までと鳥喰北新田まで及び横小から児童館、町営住宅、宮脇に至る路線の三路線を除く場所は十一月末日までの予定で工事が行われます。期間中大変ご迷惑をおかけしますが御協力をお願いいたします。(内は工期)

▽上町角屋前、本町雪印牛乳店前を曲り、山匠青果市場東側国道及び線路横断東町通学道路十字路

▽東町通学道路十字路、キリスト教会前、小沼齒科、東宏設計前、県道横断、東町児童館前、古谷木材、一号線揚水路横断、栗山三島屋前、栗山町宮住宅前、東洋コンチネンタル社宅前(12月20日)

▽鳥喰南新田、鳥喰沼横芝松尾境界線農道、古市商店、国鉄線路横断、松尾町猿尾(12月20日)

▽鳥喰南新田、鳥喰上、鳥喰北新田(10月30日)

▽鳥喰北新田、第一保育所、栗山第二、県道横断、栗山第一、東洋コンチネンタル社宅前

▽新青伊藤商店前、閑場、西大木農産前、県道、雁野浅野養豚豚、中里

▽新青伊藤商店前、東、屋形荒場東側

▽屋形荒場東側、宮前、南海保商店、県道、南十字路、蓮沼川面

▽屋形荒場東側、三本松、立会

指定業者が 宅内設計実施

宅内給水設計については、企業団指定業者が加入者宅へ配管の設計に伺いますので蛇口の取付場所を予定しておいて下さい。又企業団では加入金・工事費・水道料金を自動振替制にしたいため、この事務手続きも同時に行ないますので御協力をお願い致します。

加入金、工事費の額及び支払い時期については次のとおりです。

▽加入金 四万円(ただし昭和五十二年三月三十一日までに申込んだ世帯)

▽工事費 五万一千二百円(一戸当平均VP二十四メートル、銅管七メートル、水栓四個)

工事費については一栓(台所)まではプール計算です。つまり配水管から台所の一栓までは遠い近いに関係なくこの世帯も同じ額で負担します(ただし昭和五十二年三月三十一日までに申込んだ世帯)二栓以上の工事費についてはプール計算ではなく実費負担です。従ってこの分については距離によって異なります。

▽支払時期 加入金の納入は当初九月の予定でしたが納付方法の都合で十月一日以降、工事費については昭和五十二年二月一日以降になります。口座振替者には指定金融機関へ納付書を送付し、領収書は企業団が個人宛送付。その他は、個人宛に納付書が送付されます。

▽給水開始後の維持管理について 給水開始後加入者からの修理増設などの申込みを受けた場合原則的にはその地域の指定工事に委託して行うこととなりますが企業団へ直接申込まれても結構です。その場合企業団が直接修理することもあります。殆んどが指定工事に委託することになります。そのため企業団では部落内の配管図、各家庭の設計図を整備します。そして迅速な修理体制を整えます。なお修理費については企業団が定めた基準単価により工事に直接支払うこととなります。

付。その他は、個人宛に納付書が送付されます。

▽昭和五十二年四月一日から加入金が変わります。

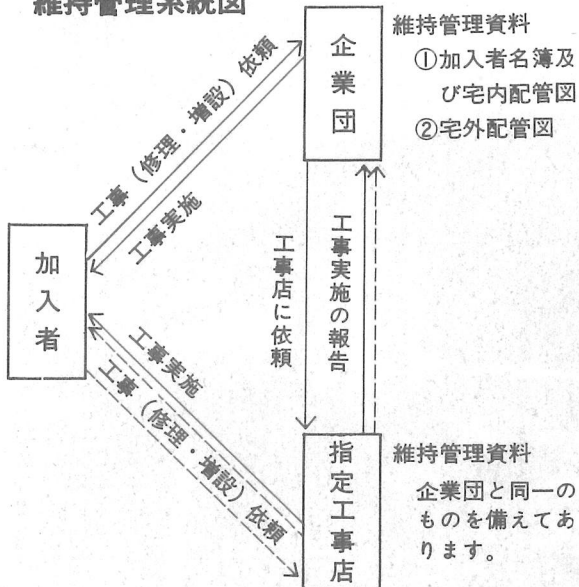
去る九月二十四日の企業団議会において加入金額の変更が議決されました。変更額は次のとおりです。

管の口径 加入金額 (五十二年三月三十一日までの額)

十三	十万円	(四万円)
二十	二十七万円	(八万円)
二十五	四十六万円	(二十万円)
三十	七十七万円	(三十六万円)
四十	百四十万円	(七十七万円)
五十	二百五十万円	(百二十万円)
七十五	六百七十万円	(三百三十万円)
百	千四百万円	(七百万円)
百五十	二千八百万円	(二千万円)
二百以上	企業長の定める額	(四千万円)

加入希望者は早目にお申込み下さい。詳細は企業団 ☎ 四七五五(二)〇五二一又は役場企画課(二一一一代)

維持管理系統図



凡例 ——— 企業団に工事依頼した場合
例 指定工事店に工事依頼した場合

